

事業所等への太陽光発電設備の導入促進について

再生可能エネルギーの普及拡大は、原子力発電の依存度の低減、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策などの観点から極めて重要であり、特に太陽光は地域的偏在や設置場所の制約が少なく、導入ポテンシャルも大きいことから、重点的に導入を促進していく必要がある。

平成24年7月に固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電の導入が急速に進んでいるが、平成25年5月までに設備認定された10kW以上の設備1,937万kWのうち1,299万kWは1,000kW以上のメガソーラーとなっている。広い遊休地等へのメガソーラーの整備計画が進む中で、今後、更なる普及を図るためには、事業所等における1,000kW未満の発電事業が促進されることが肝要となる。

また、太陽光発電の普及拡大に、初期投資不要の「屋根貸し」による設置が新たなビジネスモデルとして期待されているが、事業所等の民間施設は、倒産などにより発電事業が継続不能となるリスクがある。

こうした状況を踏まえ、事業所等への太陽光発電の導入を促進するため、次の点について要請する。

- 1 太陽光発電の買取価格は、10kW未満と10kW以上に区分され、10kW以上は規模にかかわらず一律としているため、事業所等に導入されている数十kW程度の設備は、メガソーラー等の大規模な設備と比較すると事業採算性が低くなっている。したがって、規模が異なっても同程度の利潤が得られるように、事業採算性に応じた買取区分と買取価格を設定すること。

また、買取価格の算定は、土地の賃借料や造成費用、屋根の賃借料等が増加傾向にあることを十分考慮すること。

- 2 「屋根貸し」太陽光発電事業は、公共施設には普及しているが、民間施設は倒産等により設備を設置した建物が処分された場合、屋根の

賃借権を第三者に対抗できないというリスクがあるため、本格的な普及に至っていない。そこで、「屋根貸し」太陽光発電事業の継続性を確保するために、屋根のみを対象とした賃借権の登記制度を整備するなど、第三者に対抗するための法整備を行うこと。

それまでの間は、建物が処分されて損害が発生した場合に、それを補填する取組の一つとして、例えば業界団体の会員が負担金を拠出し、損害を受けた事業者に互助会的に補填することも考えられる。こうした制度を整備するために、国がイニシアティブをとるとともに、財政的支援を行うこと。

平成25年 月 日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 様

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	森 田 健 作
	東京都知事	猪 瀬 直 樹
	神奈川県知事	黒 岩 祐 治
	横浜市 長	林 文 子
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	熊 谷 俊 人
	さいたま市長	清 水 勇 人
	相模原市長	加 山 俊 夫